

2019 年度 法学部・法学会共催 秋季講演会

「若手弁護士が取り組んだ行政訴訟と 弁護団事件からの学び」

講 師： 福岡孝往さん

(弁護士・本学法科大学院修了生)

2019 年度秋学期の講演会は、若手弁護士として活躍なさっている、本学法科大学院の先輩、福岡孝往さんに「若手弁護士が取り組んだ行政訴訟と弁護団事件からの学び」と題して、お話をいただきます。

《ご経歴》

関西学院大学法学部卒、同大学大学院法学研究科修了

南山大学法科大学院修了

司法試験合格（2013 年）・司法研修所入所（67 期）

2015 年愛知県弁護士会に弁護士登録（長屋法律事務所入所）

現在に至るまで、同法律事務所で弁護士として活動中。

豊橋駅から南へ約 5 キロの場所に、広さ 27 万平米の広大な敷地があります。この土地は、昭和 26 年に、豊橋市が産業の誘致を目指して、ある紡績会社に「無償で」提供したものでした。この際、「土地使用の計画を放棄したら、土地を豊橋市に返還する」という合意がなされていました。ところが、平成 27 年の工場稼働停止後、土地は市に返還されることなく、第三者に売却されてしまいました。これに対し、130 名の市民が市長に対して、工場敷地の売買代金相当額である 63 億円を同企業に請求するよう求めた裁判が提起されました。一審は全面勝訴、二審では一部認容となり、現在最高裁で係属中です。

弁護士 2 年目に相談を受け、弁護団を募り、訴訟を提起なさった福岡さんから、訴訟の内外で学んだことや苦労した点についてお話をいただきます。

日 時：10 月 29 日（火）9 時 20 分～10 時 50 分

会 場：B11 教室

※法学部学生、法務研究科・法学研究科学生に限らず、どなたでも聴講歓迎します。